

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年頃からA所在のBにおいて看板工として就労していた。請求人は、○年○月○日、業務上災害により負傷し、「右足関節開放性脱臼骨折、右足関節骨折」（以下「原傷病」という。）と診断され、療養の結果、○年○月○日をもって治癒（症状固定）となった。請求人は、治癒後、障害が残存するとして障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は残存する障害が労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級第10級に該当すると認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。
- 2 請求人は、その後に症状が増悪し、○年○月○日から○○において、「骨関節炎、変形性関節症」（以下「本件傷病」という。）の傷病名で療養を再開した。請求人は、原傷病が再発したものであるとして、療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は再発と認め、両給付を支給する旨の処分をした。
- 3 本件は、請求人が、○年○月○日から○年○月○日までの期間に係る療養補償給付及び○年○月○日から○年○月○日までの期間に係る休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の本件傷病は○年○月○日に治癒していると判断し、同日までの期間に係る給付を支給し、同月○日以降の期間に係る請求についてはこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

- 2 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

請求人の本件傷病は、○年○月○日に治癒（症状固定）したとして、同月○日以降の療養補償給付及び休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当と認められるか。また、本件傷病が原傷病の再発と認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

- 1 当審査会の事実認定

(略)

- 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、要旨、請求人の傷病は治癒しておらず、治癒したとしても原傷病が再発したものであると主張するので、以下検討する。

(2) 労災保険法における治癒とは、決定書理由に説示するとおり、急性症状が消失し、医学上一般的に認められた医療を行ってもその医療効果が期待できなくなったときをいうとされている。

また、再発とは、業務上の傷病が一旦治癒した後に、再び同一の傷病が何らかの原因により増悪発症したことをいう。そして、再発であると認められるためには、決定書理由に説示するとおり、①再発とする症状に、当初の業務上の傷病と医学的に相当因果関係が認められ、②治癒時の状態からみて明らかに症状が増悪しており、③療養によってその症状が改善される見込みが医学的に認められることのいずれの要件も満たす必要がある。

(3) 治癒の時期について

D医師は、○年○月○日付け意見書において、○年○月○日以降の症状の経過については症状の改善はないと、現時点では症状固定である旨述べており、また、本件請求期間の療養内容は、消炎鎮痛薬等の処方等対症療法が行われていることも併せ考えると、当審査会としても、請求人の原傷病は、○年○月○日にはその症状は安定し、治癒の状態に至っていたものと判断する。

(4) 再発の有無について

ア ○年○月の業務上の傷病との因果関係について、E医師は、平成○年○月○日聴取の主治医面談記録書において、○年の足関節の骨折の際に軟骨にも損傷を受け、かつ、変形性関節症にも至ったケースであり、元々の損傷による痛みがずっと取れなかったケースである旨述べており、また、F医療機関G医師は、○年○月○日付け身体障害者診断書・意見書において、○年に受傷し、右足関節の疼痛及び可動域制限が残存している旨述べており、原傷病と本件傷病との間には医学的な相当因果関係が認められると判断する。

イ 次に、治癒（症状固定）時の状態から明らかに右足関節の症状が増悪しているか、また、療養による症状の改善見込みがあるかについてみると、D医師は、○年○月○日付け意見書において、現況を「右足関節痛」とし、○年○月以降○○で療養していた期間の症状の変化について、「症状の改善はなし」と述べ、E医師は、○年○月○日付けの主治医面談記録書において、①請求人の担当となった○年○月から症状の変化がないといえる、②元々の損傷で痛みが出て、それがずっと取れず、負傷から○年経ったケースといえる旨述べていることから、当審査会としては、決定書理由に説示のとおり、明らかに右足関節の症状が増悪したとは認められず、再発の要件を満たすものとは認められないものと判断する。

(5) したがって、請求人の本件傷病は○年○月○日には、急性症状が消失し治癒（症状固定）であったと認められ、また、治癒時に比べて症状が悪化しているとはいえず、症状の改善も見込めないことから、本件傷病は再発であるとは認められないと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

